

発表先 高山記者クラブ



神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策連絡協議会(仮称)の設立 について

1. 日時 平成26年12月 1日(月) 13:30~15:30
2. 場所 飛騨総合庁舎 本館 中会議室 (高山市上岡本町7-468)
3. 次第 別紙のとおり

【協議会開催の目的】

近年、東日本大震災など大規模災害が発生していることを教訓とし、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、国・県・市町村等関係機関による情報共有や連携体制の確立が急務となっています。

岐阜県内の神通川・庄川流域においても、大規模な土砂災害が発生した場合に備え、日頃から防災減災活動を連携して実施する協議調整の場として、神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策協議会(仮称)を設立いたします。

【協議会委員】(都合により代理者出席あり)

高山市、飛騨市、白川村

岐阜県(危機管理部 防災課、飛騨振興局、高山土木事務所、古川土木事務所)
国土交通省(高山国道事務所、神通川水系砂防事務所)

- ・取材は、会議冒頭の趣旨説明までとさせていただきます。
- ・資料(趣旨説明のみ)は、当日配布させていただきます。

【お問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所

TEL 0578-82-1220(代表)

副所長(技術) 浅井 誠二(内線 204)

調査課長 甚田 隆光(内線 351)

神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策連絡協議会(仮称)

日時：平成26年12月1日（月）13:30～

場所：飛騨総合庁舎 本館 中会議室

議事次第

開会

1. 挨拶
2. 協議会設立に向けたこれまでの取り組み
3. 議事
 - (1)神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策連絡協議会の設立趣旨(案)
 - (2)神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策連絡協議会 規約(案)
 - (3)今後のスケジュール(案)
4. その他
 - (1)意見交換、質疑

閉会

■ 配布資料

- ・資料1 協議会設立趣旨(案)
- ・資料2 協議会 規約(案)
- ・資料3-1 平成26年度の予定
- ・資料3-2 今後の取り組み(案)
- ・資料4 協議会設立に向けたこれまでの取り組み

「神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策連絡協議会(仮称)」 設立趣旨(案)

近年、災害の局地化・集中化・激甚化が顕著となり、自然災害のステージが明らかに変わってきています。そして、地震災害や豪雨災害で発生する大規模かつ広域的な土砂災害が頻発しています。

こうした災害から地域住民の生命・財産を守るため、国・県・市町村の的確な災害対応が、より重要となってきました。そしてこれら関係機関が連携し情報を共有することが、二次災害防止を図っていくうえで迅速かつ円滑な災害対応に不可欠となっています。

こうしたことから関係機関により意見交換を重ね、地域防災力の向上と大規模土砂災害が発生した場合の危機管理体制の確立に向け、情報の共有化の進め方などその連携の在り方を検討し、認識を深めてまいりました。

これまでの検討をふまえ、大規模かつ広域的な土砂災害に対し関係各機関が実施する防災・減災活動をより迅速に、かつ効率的・円滑に実施する体制として「神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策連絡協議会(仮称)」を設立するものです。

神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策連絡協議会(仮称)

規 約(案)

第1章 総則

第一条 名称

本会は、「神通川・庄川上流域大規模土砂災害対策連絡協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

第二条 組織

この協議会は、岐阜県内の神通川・庄川流域において大規模な土砂災害が発生した場合に、土砂災害から住民の生命、身体等の保護及び国土の保全のために必要な防災・減災活動を、平常時、災害発生時、緊急・応急対応時、恒久対策時の各段階において実施する国及び地方公共団体の関係機関をもって組織する。

第2章 目的及び業務

第三条 目的

この協議会は、岐阜県内の神通川・庄川流域において大規模な土砂災害が発生した場合において、関係機関が適切に連携し、迅速かつ適切な防災・減災活動を実施するために連絡・協議することを目的とする。

第四条 業務

この協議会は、関係各機関が大規模な土砂災害に対し実施する防災・減災活動を円滑かつ的確に実施するための相互連携体制構築に必要な以下の項目について、関係行政機関間で協議、調整を行う。

(1) 危機管理に係る事項

- ・大規模土砂災害が発生、または発生するおそれがある場合に共有すべき情報等の確認とその仕組み
- ・大規模土砂災害の発生に備えた事前の情報や資料等の共有
- ・土砂災害防止法の緊急調査結果の情報共有や住民への周知方法、警戒避難体制の確立に向けた連携 等

(2) 防災業務計画や地域防災計画の共有

(3) 防災訓練の実施について

(4) 平常時における防災意識向上に関する活動 (広報、講演会等)

(5) その他相互に必要なと認めた活動

第3章 協議会

第五条 委員

この協議会は、別掲(別紙1-1)の委員をもって構成する。なお、委員の同意により、新たに会員を追加することができる。

第六条 会長の職務

1. 協議会を総括する。
2. 協議会は、委員の発議により会長が招集する。
3. 議事の進行を行う。
4. 必要に応じ、委員以外の関連する行政機関、公共機関、学識経験者等を参加させることができる。

第4章 幹事会

第七条 幹事会及び幹事

協議会の下に「幹事会」を設置する。この幹事会は、別掲(別紙 1-2)の幹事をもって構成する。

第八条 幹事会の職務

幹事会は協議会の業務に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 協議会での協議、連絡調整が必要と考えられる事項の提起。
- (2) 各幹事が所属する組織内の意見調整。
- (3) 関係機関間の意見調整。
- (4) 協議会へ提示、提出する必要資料の検討・作成。

第九条 幹事会の招集

幹事会は必要に応じて、幹事長が招集する。

第5章 事務局

第十条 事務局

協議会及び幹事会の事務局は、神通川水系砂防事務所調査課に置く。

(附 則)

この規約は平成 26 年 月 日から施行する。

別紙 1-1

－ 委員 －

会長	高山市		市長
	飛騨市		市長
	白川村		村長
	岐阜県	危機管理部	防災課長
		飛騨振興局	局長
		高山土木事務所	所長
		古川土木事務所	所長
	国土交通省	北陸地方整備局	神通川水系砂防事務所長
		中部地方整備局	高山国道事務所長

別紙 1-2

－ 幹事 －

	高山市	危機管理室		担当部長
		基盤整備部	維持課	課長
	飛騨市	基盤整備部	建設課	課長
		総務部	総務課	課長
	白川村		基盤整備課	課長
			総務課	課長
	岐阜県	危機管理部	防災課	防災対策監
		県土整備部	砂防課	技術課長補佐
		飛騨振興局	振興課	課長
		高山土木事務所	施設管理課	課長
			河川砂防課	課長
		古川土木事務所	施設管理課	課長
河川砂防課	課長			
幹事長	国土交通省	北陸地方整備局	神通川水系砂防事務所	副所長
			神通川水系砂防事務所	調査課長
		中部地方整備局	高山国道事務所 管理第一課	課長